平成２８年（フ）第４５６号
静岡県沼津市西沢田623番地
破産者　株式会社ヨシミ
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
三重県鳥羽市相差町184番地の２
破産者　株式会社なか平
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２７号
三重県亀山市みずきが丘22番地６
破産者　近藤　量彦
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３６号
三重県鳥羽市国崎町736－６－４Ａ、住民票上の住所大阪府東大阪市中小阪４丁目５番20号
破産者　中村　幸司
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２号
三重県津市河芸町千里ヶ丘47番地１
破産者　白山　裕子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１６号
三重県四日市市新正１丁目11番39号　レオパレスフラーリッシュＢ－207
破産者　阿部　正明
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
三重県四日市市浮橋１丁目４番地１
破産者　野田　正史
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
兵庫県尼崎市常吉２丁目５番16－109号
破産者　有限会社ヨーロピアンライフ
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５５号
愛媛県松山市余戸南３丁目３番32号
破産者　有限会社エスティエスカンパニー
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６９号
宮崎市城ケ崎２丁目12番地８
破産者　株式会社ドリームクリエイトサービス
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７９９号
福岡市博多区春町１丁目２番27号
破産者　株式会社麹屋大観
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６４４号
福岡市博多区東那珂２丁目10番25―1008号
破産者　株式会社サミット福岡
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１号
茨城県水戸市見川町1820番地の49
破産者　有限会社ユニット
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３５０号
栃木県日光市塩野室町1209番地
破産者　山田　千夏
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６６号
栃木県宇都宮市下田原町2862番地147
破産者　仲野総業合同会社
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６７号
栃木県宇都宮市下田原町2862番地147
破産者　仲野　敏彦
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４０号
栃木県宇都宮市道場宿町1082番地
破産者　石川　伸一
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７６号
栃木県宇都宮市今泉４丁目12番１号
破産者　栃木県米穀卸株式会社
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８３号
栃木県真岡市荒町３丁目17番地４　コーポ吉田205号、前住所栃木県真岡市東光寺３丁目３番地15
破産者　植木　　守
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４号
栃木県栃木市大町５番31号
破産者　有限会社シノザキ
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
栃木県栃木市大町５番31号
破産者　篠崎　一夫
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２号
栃木県塩谷郡高根沢町大字平田2004番地７　メゾン・サンローラ101号室、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字平田677番地３
破産者　木村　　操
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係